

高等教育において県（地方公共団体）が果たす役割について

1 教育における地方公共団体の役割

教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされており、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要です。

2 高等教育における県の施策～三重県教育施策大綱～

(1) 教育を取り巻く社会情勢の変化

国においては、大学進学・就職を契機とした若者の東京一極集中を是正するため、若者が地方で進学、就職しやすい環境づくりを後押ししています。

三重県においても、県内外の高等教育機関、産業界、地域と連携するとともに、国における大学改革の動向等もふまえて学びの選択肢拡大につながる県内高等教育機関の振興に取り組んでいます。若者の県内定着を促進するため、より一層取組を進める必要があります。

(2) 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実

県内の高等教育機関の一層の魅力向上と学びの選択肢の拡大に取り組むことにより、高等教育機関の充実を図るとともに、これらの取組を進めることで、三重県で学び、働き、住み活躍する若者の増加につなげていきます。

また、高等教育機関と産業界等地域との連携を進め、共同研究や地域の課題解決に向けた取組を活発化し、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上につなげていきます。

3 高等教育において県が果たすべき役割

(1) 県内高等教育機関の一層の魅力向上

県内高等教育機関との連携の取組を通じて、県内高等教育機関の魅力向上・充実及び学生の地域活動への参画を図る必要があります。

また、県内高等教育機関と県外大学との連携を促進し、共同研究や地域の産業人材の育成などを通じて、県内高等教育機関の魅力向上につなげる必要があります。

(2) 学びの選択肢の拡大

より多くの若者の学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や開拓等に取り組む必要があります。

また、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について、必要に応じ、三重大学と連携した取組を進めていきます。

県外大学の誘致や県内大学の新設、既存の大学の定員増や学部の新設によって、高等教育等を受ける機会を拡大することは可能であり、県としてこうした学びの選択肢の拡大に向けた取組を行う必要があります。

(3) 高等教育機関と産業界等地域との連携

産学官等で構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野の枠を越えて連携した取組を推進する必要があります。

また、企業等の共同研究や、市町等とともに地域の課題解決に向けた取組を活発化させる必要があります。

4 公立大学の役割（「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」）

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体現するという役割を持ちます。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められます。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要があります。

5 地方創生

(1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版、内閣官房・内閣府）

地方から東京圏へ人口が流出していることの要因の1つとして、地方に魅力あるしごとが不足していることに加え、ニーズにあった高等教育機関が不足していることも考えられる。このため、魅力ある学びの場をつくることで、地方への若者の定着を促進します。

(2) 第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020～2023、三重県）

三重県で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に取り組みます。

高等教育機関、産業界などさまざまな主体と連携して、学びたい時にいつでも学べる環境をつくとともに、地域から求められる能力を身につけ、地域で活躍し続けることができる人材を育成していきます。

(参考)

教育基本法

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。